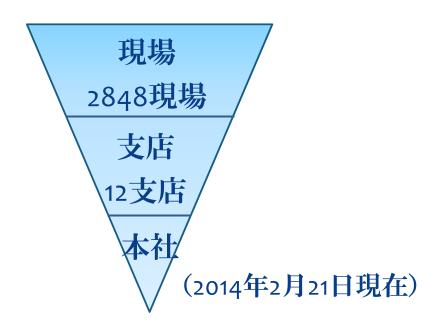
鹿島における 電子マニフェストの運用について

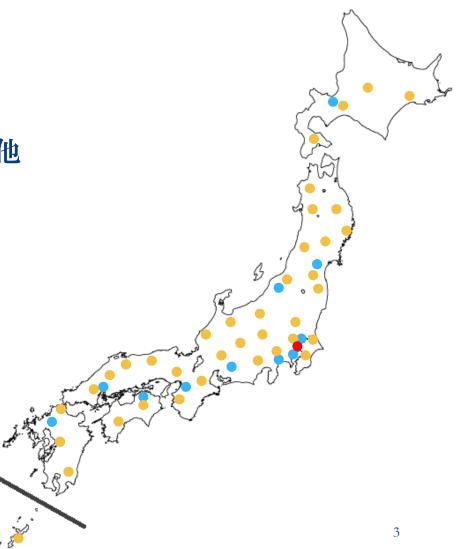
2014年3月4日 JWNET 電子マニフェスト研修会 鹿島建設 安全環境部

- 1. 会社概要
- 2. 電子化への流れ
- 3. 運用方法
- 4. 日常業務
- 5. 電子化によるメリット(現場からの声)
- 6. 今後の課題

1.会社概要

- ◆ 本社所在地 東京都港区元赤坂
- ◆ 事業内容建設事業(土木、建築)設計・エンジニアリング事業、開発事業 他
- ◆建設事業における組織体系





2.電子化への流れ

2006年1月19日 国の『IT新改革戦略』により 2010年度中に普及率80%が目標に

(西暦)

2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014

2003年 JWNETを用いて 試験運用開始

JWNETだけでは 電子マニフェストの運用が 難しいことが判明 2007年

建設系ASP(e-reverse)を 採用する

> e-reverse加入業者の多い地方 (首都圏・関西圏)から普及が本格化

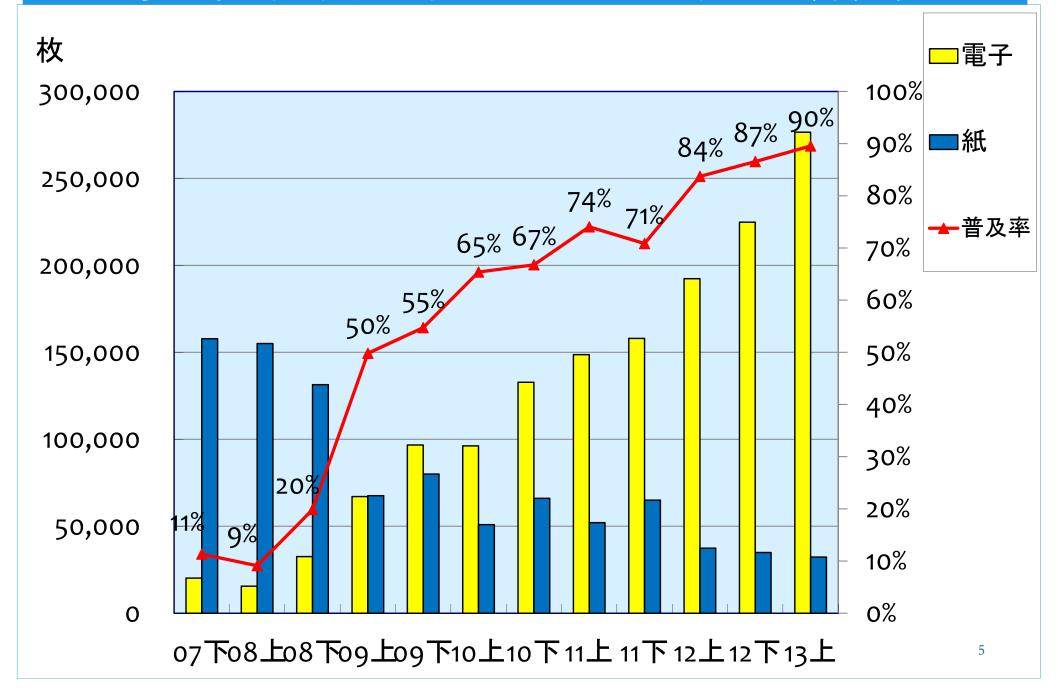


電子マニフェスト運用可能な処理会社数

- 収集運搬会社 : 1022 社
- 処 分 施 設 : 1210 施設

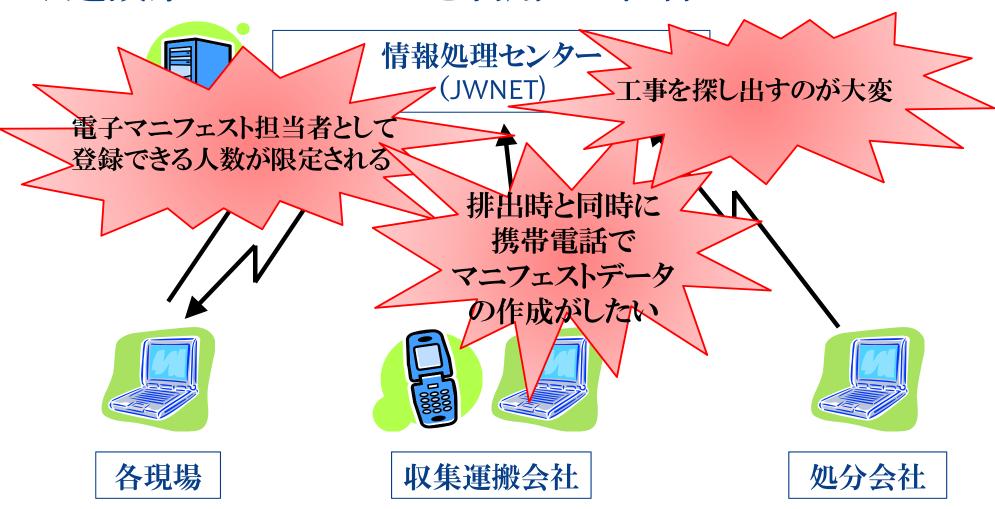
(2014年2月21日現在)

【参考】社内の普及率の推移(半期毎)



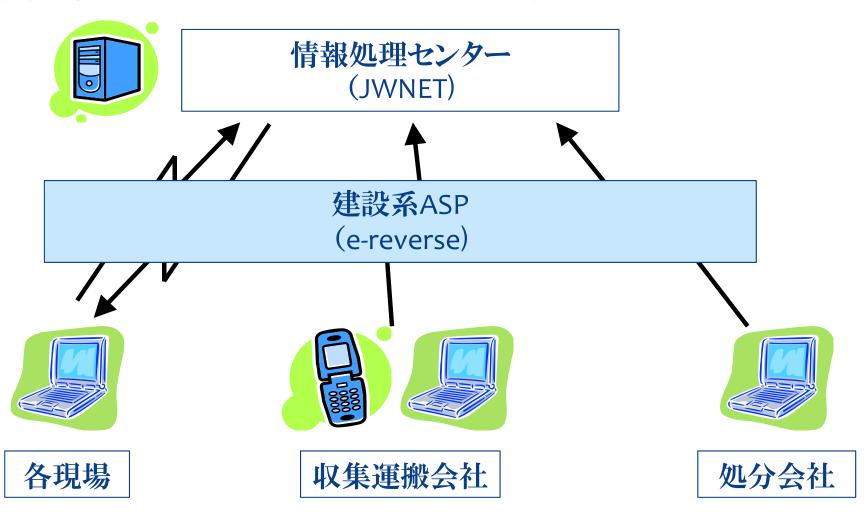
3. 運用方法

◆建設系ASP e-reverseを利用した経緯



3. 運用方法

◆建設系ASP e-reverseを利用した経緯



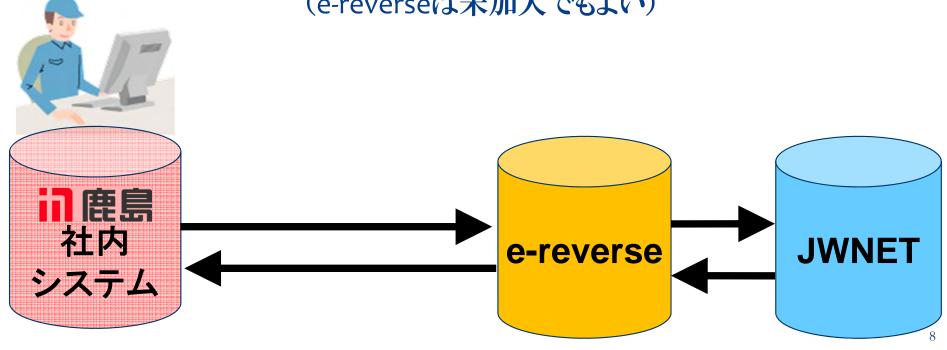
①電子マニフェスト運用開始までの準備

・電子マニフェストを運用できる処理会社の選定 【条件】

収集運搬会社: 必ずe-reverseに加入していること

処分会社:必ずJWNETに加入していること

(e-reverseは未加入でもよい)



①電子マニフェスト運用開始までの準備

・ 排出までに登録を完了しておく必要のある項目

工事 内容 : 現場住所や連絡先を登録する。

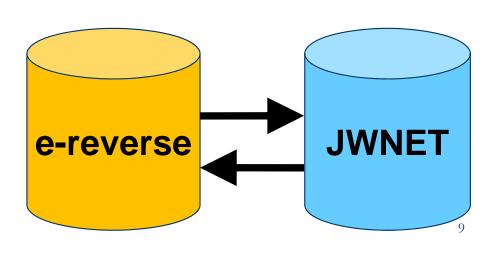
承 認 者 : 排出業務を担当する社員は、予めe-reverseへ登録し、

承認パスワードを取得する

処理ルート:初回排出までに、①~③(以下『処理ルート』)を登録する

①運搬会社 ②運搬先(処分会社) ③廃棄物の種類





4. 日常業漋

①電子マニン

排出までに工事 内容承 認 者





■選択中の工事

【搬出】 1) 副産物実績入力

【搬入】 2)<u>グリーン調達実績入力</u>

土砂・砕石・加熱アスファ

<u>ルト実績入力</u>

工事切替

※各月のリンククリックで入力月が変更できます。

【副産物実績入力】 更新

ヾノum 紙マニの場合(左):「-」工期外「◎」実績あり「○」実績なし「×」未入力「・」ルート情報なし

電子の場合(右):「-」工期外「◎」実績あり「○」実績なし(取込済)「×」未取込「・」ルート情報なし

入力月: 2013 年 02 月度 月変更

	実績月	2012/08	2012/09	2012/10	2012/11	2012/12	2013/01	2013/02	2013/03	2013/04	2013/05	2013/06	2013/
ı	紙/電子	⊚ ⊚	⊚ ⊚	⊚ ⊚	⊚ ⊚	⊚ ⊚	⊚ ⊚	⊚ ⊚	00	00			_ = =

クリックすると該当ルートにジャンプします。

建設発生土 建設発生土 コンクリートがらコンクリートが。アスコンがら アスコンがら 木〈す 木〈す 木〈す 木〈す 代採材・抜根材 建設汚泥 泥土(現場内処理なし) 建設汚泥 泥水(現場内処理なし) 混合廃棄物 安型混合廃棄物 混合廃棄物 管理型混合廃棄物 混合廃棄物 原石線等 (飛散性アスペスト) 廃石線等 石線含有産業廃棄物(非飛散性アスペスト) 屋根外壁成形板(がれき類) 石線含有産業廃棄(非飛散性アスペスト) 壁天井成形板(ヴラス国域器(す) 石線含有産業廃棄物(非飛散性アスペスト) 壁天井成形板(ヴラス国域器(す) 石線含有産業廃棄物(手理型) フロン・ハロン Cf(フロン) フロン・ハロン HFC(フロン) その他有害廃棄物 蛍光管・水銀灯 その他有害廃棄物 バッテリー その他有害廃棄物 石育ボード(砒素・カド含含有品) その他がれき類 その他 き類 ガラス・陸磁器(ず ガラス・陸磁器(ず ガラス・陸磁器(ず ガラス・陸磁器(ず ガラス・陸磁器(ず ガラス・陸磁器) でラスチック類 魔プラスチック類 魔プラスチック類 鬼ど管 廃プラスチック類 発泡ウレタン・発泡ボリス 金属(ず 佐廃扱い) 金属(ず (佐廃扱い) 会属(ず (佐廃扱い) 会属(ず (佐廃扱い) 会属(ず (佐原扱い) 段ボール 紙(ず (産廃扱い)その他紙(ず 貴 繊維(す 全 の他繊維(す 原石育ボード 廃石育ボード 金属(ず・スクラップ スクラップ メーカリサイクル目 消火器(メーカーR) 廃油 廃油(特管以外) 廃油 廃油(特管) 廃酸 廃酪(特管) 廃砂 廃配(特管) 廃でルカリ 原アルカリ 廃アルカリ 廃アルカリ 廃デルカリ 廃すの他汚泥(特管以外)

「排出区分」ごとに入力して下さい。(地中障害撤去物などは「その他」に入力してください。)

◎ 新築/増築のみ入力 ◎ 解体/リニューアルのみ入力 ◎ 両方を入力

建設発生士	A COLUMN TOWN	ŧ±			処理ルート追加	_	■排出期間外のため非		
ルートNo. 契約期間	①収運 業者 ②2次収 運業者	業者 所				紙マニ 交付枚数	12月分數量	01月分 数量	01月迄 総排出
	5.53		武開発 ②総武開	新増築	0 m3 • × 1 = 0 m3	○枚 リサイクル ▼	.0	0	
028	①(株)総 武開発				0 m3 ▼ × 1 = 0 m3	0枚 リサイクル ▼	0	0	
	10.00		発ストックヤード	その他	0 m3 → × 1 = 0 m3	0枚 リサイクル ▼	.0	0	
コンクリート	がら コンか	リートがら				処理ルート追加		□排出期間	外のため非



■ 委託処理

①収運 保管場

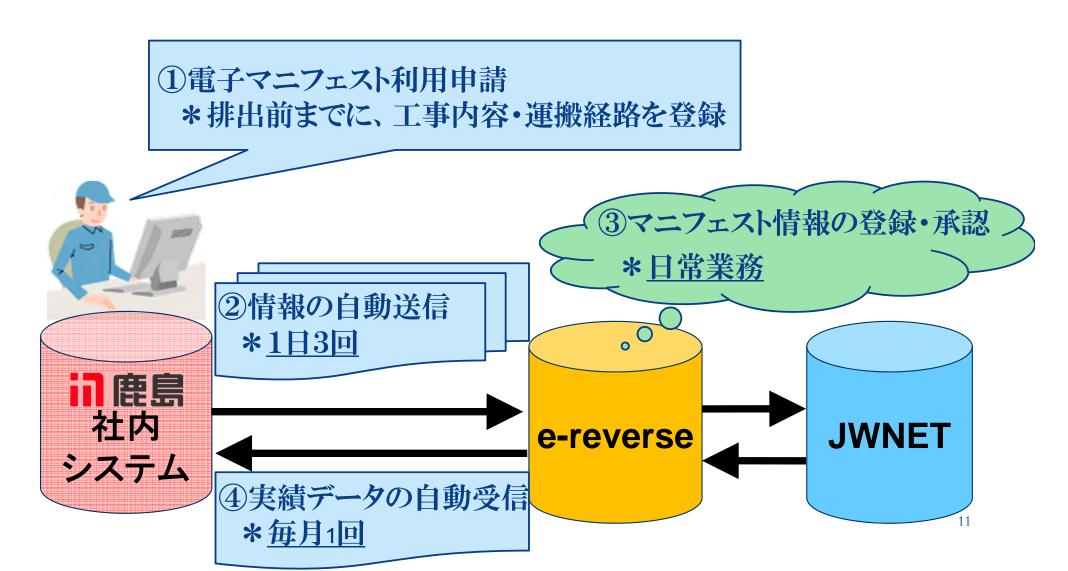
IN A 版響 寥寥 ② CAPPS I

新規ルート登録

□ □ □ カルイントラネット | 保護モート: 無効

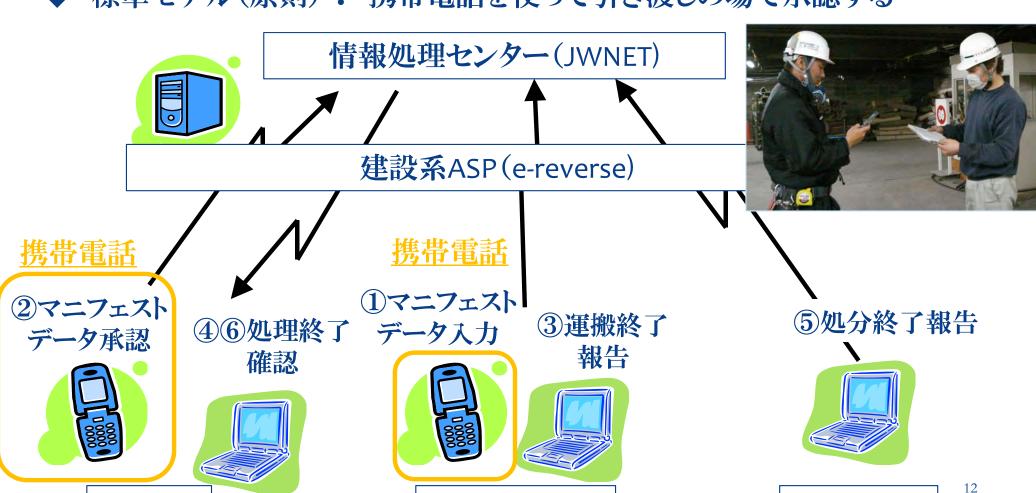
10

【参考】社内システムとの連携



各現場

- ②電子マニフェスト承認方法
 - ◆ 標準モデル(原則): 携帯電話を使って引き渡しの場で承認する



収集運搬会社

処分会社

②電子マニフェスト承認方法

◆ 多量排出モデル: PC使って運搬完了後に承認する 解体工事のコンクリートガラや、シールドトンネル工事の建設汚泥など、1品目の廃棄物が多量に発生する場合のみに、運用を限定している

【多量排出モデルの例】

- ・ 東京都内超高層ビル(地上24階、地下4階)解体工事の場合 →442台/月のコンクリートガラを排出
- ・ 名古屋市内の全長約3kmのシールドトンネルの場合 →4548台/月の建設汚泥を排出

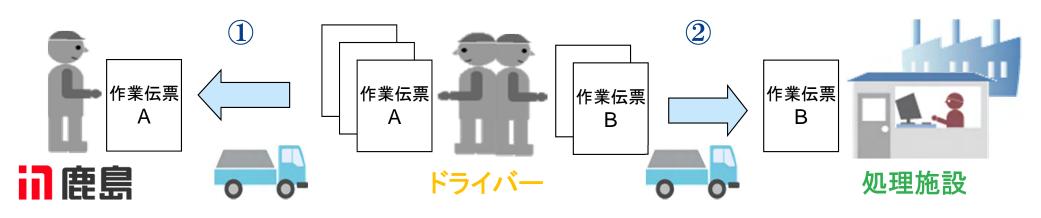
それぞれ、時間当たりに換算すると… ?

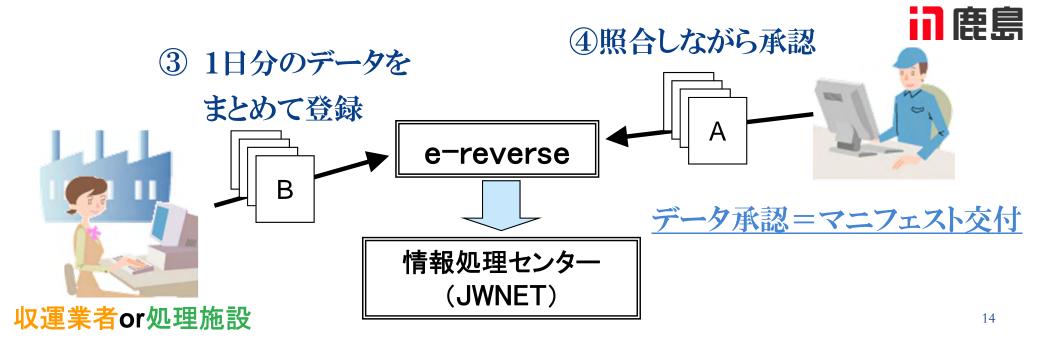


排出の都度、携帯電話でマニフェストデータを作成・承認するのではなく、

運搬完了後にその日のデータをまとめてPC上で作成し、承認を行った

②電子マニフェスト承認方法





③電子マニフェストのデータ利用

- ◆ マニフェストデータの照会
 - ・リアルタイムで処理の進捗状況を確認できる。
 - ・ 廃棄物処理費用の支払い内訳資料としても使用できる。

【参考】e-reverse「マニフェスト照会一覧」画面

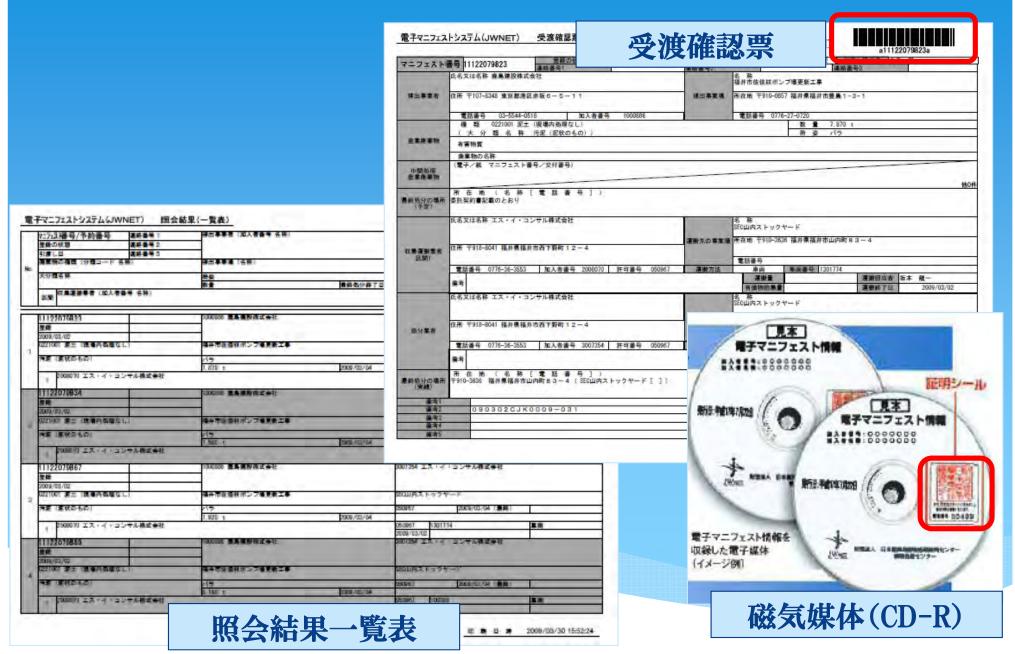
7二7元八番 ◊	ユニーク番号 👌	排出日時	◇知◇	作成	重	受入	処分	最終	状態◊	排出廃棄物 👌	排出量 ◊	単位
12	10107010				•					金属くず	1	m3
12	のついて	いると	ころま	•	•					管理型混合廃棄物	9	m3
12	処理が気	さ了して	いる	•	•	•	•	-	完了	廃石綿等(飛散性)	22	m3
12					•					木くず	1	mЗ
12309377440	18451940	2012/10/24		• (•					段ボール	1	mЗ
12309367135	18451939	2012/10/24	15:8		•					廃プラスチック類	2	mЗ
12309129928	18436962	2012/10/24	04:8	• (•	•	•	_	完了	廃石綿等(飛散性)	22	m3
12309093210	18436961	2012/10/24	04:8	• (•	•	•	-		廃石綿等(飛散性)	22	m3
12309077436	18442850	2012/10/24	00:2 要 (• (•	•			7	<u> </u>		~o
12309471209	18445202	2012/10/23	13:2	• (•		全	7	の処理	里が完了した	たマニ	フェス
12309039816	18403502	2012/10/23	13:0	• (•					体が黄色く		
							1,	14	~11 工	件が男と	745/1/0	5460

- ③電子マニフェストのデータ利用
- ◆ 公共工事発注者への電子マニフェスト利用証明

発注者から竣工検査等で、電子マニフェストの利用証明の提出を求められることがある。

- ①「受渡確認票」又は「照会結果一覧表」(PDF) →JWNETシステムより出力可能
- ②磁気媒体(CD-R) →JWNETに発行申請を行う

【参考】電子マニフェスト利用証明



5. 電子化によるメリット(現場からの声)

委託数量の集計が リアルタイムにでき、 委託数量オーバーを 防げた

請求処理用に わざわざ集計する必要が なくなったので時間が 大幅に減った 紙マニフェストの ストック・保管場所の 心配をする 必要がなくなった

紙マニフェストの 交付担当者氏名の サインに時間が かかっていたので 楽になった

手入力の管理表のように 入力漏れがないので 正確な数量をすぐに 把握でき、他の業務の 効率化にもつながった データ集計の ための残業が なくなった

現場巡回中に A票を紛失したこ とがあり、

心配事が一つ減った

返送された 紙マニフェストの 照合が手間だった ので助かっている

毎月の廃棄物の 委託数量実績入力が 不要になって 業務負担が減った

6. 今後の課題

- ◆ <u>マニフェスト交付の遅延</u> (多量排出モデル運用時) 承認忘れやデータ作成漏れが原因
 - →引渡し当日中の、データ作成(処理業者)と 承認(鹿島)をルール化
- ◆ 廃棄物管理に対する意識の希薄化 電子マニフェストは、担当する社員にしか"見えない"ので、 担当しない社員の廃棄物に対する意識が薄れてしまう。
 - →教育・社内監査による再徹底 現場での廃棄物担当のローテーションを行うことの検討

終

ご清聴ありがとうございました。